

# 第40回田原市男女共同参画推進懇話会書面決議次第

日時：令和3年5月17日（月）

## 1 議 題

(1) 令和3年度男女共同参画啓発事業（フェスティバル）について 【資料1-1】

(2) 令和3年度男女共同参画啓発事業（作品募集）について 【資料1-2】

## 2 報告事項

(1) 田原市男女共同参画推進懇話会の概要 【資料2-1】【資料2-2】

(2) 市の取組 【資料3-1】【資料3-2】【資料3-3】【資料3-4】

## 3 その他

(1) 各委員の取組状況・意見 【資料4】

### 配付資料

#### 【名簿】

【資料1-1】 令和3年度男女共同参画フェスティバルについて

【資料1-2】 令和3年度男女共同参画作品募集について

【資料2-1】 田原市男女共同参画推進懇話会規約

【資料2-2】 田原市男女共同参画推進懇話会の概要

【資料3-1】 男女共同参画推進事業について

【資料3-2】 女性登用率の向上について

【資料3-3】 田原市男女共同参画推進プランに基づく成果指標

【資料3-4】 市民提案型委託制度（テーマ提示型）

【資料4】 各委員の取組状況・意見

【パンフレット】 男女共同参画推進プランⅡ

# 議題の説明

## 1 議題

(1) 令和3年度男女共同参画啓発事業（フェスティバル）について【資料1-1】

- ・令和3年度のフェスティバルの開催については、前回の会議で承認いただきましたが、田原文化会館がワクチン接種会場となる可能性があるため、渥美文化会館に変更すること。また内容は、市民活動団体の出展公募は行わず、講演会を主とすること。

(2) 令和3年度男女共同参画啓発事業（作品募集）について【資料1-2】

- ・昨年度に引き続き、男女共同参画応募作品の募集をすること。  
昨年度の応募状況から、募集内容は作文のみ、対象は中学生のみとする。

## 資料の説明

### 【名簿】

- ・今年度から2年間の任期で委員の再編がありました。今年度初めて委員になられた方には、備考欄に「新任」と記載しました。

### 【資料2-1】 田原市男女共同参画推進懇話会規約

- ・参考

### 【資料2-2】 田原市男女共同参画推進懇話会の概要

- ・委員の任期は2年で、市内の各機関からの推薦と公募の委員とで構成され、市民協働で進めていきます。男女共同参画社会の推進は、市内一体となって、田原市の地域性を踏まえた進め方が必要で、委員の皆さんには、この懇話会で得た情報等を各機関へ持ち帰っていただき、情報を共有していくものです。

### 【資料3-1】 男女共同参画推進事業について

- ・男女共同参画推進における令和2年度の事業実施状況と令和3年度の事業予定です。啓発活動の新規事業として、2年度は、男女共同参画作品募集を行いました。

### 【資料3-2】 女性登用率の向上について

- ・令和3年度の審議会等委員の女性比率は、25.44%で、昨年度より減少しています。市職員管理監督者の女性比率は、32.7%で、昨年度より減少しています。

### 【資料3-3】 田原市男女共同参画推進プランに基づく成果指標

- ・男女共同参画推進プランに基づく成果指標が項目ごとに示され、事業担当課より実績報告がされています。

令和2年度の実績は、コロナ禍の影響で、講演会や教室等の参加人数が減少しており目標値に達していない事業が見受けられます。

**【資料3-4】令和3年度市民提案型委託制度（テーマ提示型）**

- ・昨年度と同様に、男女共同参画の啓発をテーマに、市民の方から広く提案募集しています。

**【資料4】各委員の取組状況**

- ・各委員の活動についての取組状況です。今回は3人の委員の文面のみですが、今後会議が開催されましたら、委員の皆様の事業所等の立場から、男女共同参画に関する活発なご発言を頂戴したいと考えています。

# 表 決 書

別紙 1

令和 3 年 月 日

第 4 0 回田原市男女共同参画推進懇話会の決議事項については、可否欄に ○印 を付したとおりに表決します。

決議事項	決議事項に対する可否	
(1) 令和 3 年度男女共同参画啓発事業 (フェスティバル) について	可	否
(2) 令和 3 年度男女共同参画啓発事業 (作品募集) について	可	否

「ご意見欄」

職 名 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

# 第8期田原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

## 【委員】

番号	役職等	氏名	所属団体・役職	備考
1	委員	河合 沙矢子	一般社団法人田原青年会議所	新
2	委員	太田 としゑ	あかばねひらがなの会	
3	委員	樋口 雄士	田原市地域コミュニティ連合会 理事（衣笠コミュニティ協議会長）	新
4	委員	中神 信明	J A 愛知厚生連あつみの郷 所長	
5	委員	中西 秀一	社会福祉法人田原市社会福祉協議会 主任	新
6	委員	森下 静子	女性会議ウイットW I T 代表	
7	委員	籠橋 靖彦	渥美漁業協同組合 代表理事組合長	
8	委員	富田 光彦	田原市認定農業者連絡会	
9	委員	川合 利法	愛知みなみ農業協同組合 人事課長	
10	委員	石川 智恵子	渥美商工会女性部 部長	
11	委員	北野谷充香子	田原市商工会女性部	
12	委員	中村 匡	渥美半島観光ビューロー 専務理事	新
13	委員	内藤 喜久枝	田原市議会 議員	
14	委員	岡田 裕子	田原市更生保護女性会 会計	
15	委員	太田 文子	田原市農業委員会 委員	
16	委員	金田 真也	田原市教育委員会 委員	新
17	委員	森下 和美	行政相談委員	
18	委員	石川 恵史	田原市企画部長	
19	委員	清水 直美	公募者 ヒッポファミリークラブ	
20	委員	永田 みよ江	公募者 女性会議ウイットW I T	

## 【オブザーバー】

氏名	所属団体・役職	備考
檜村 愛子	愛知大学文学部教授	

## 【事務局】

氏名	所属・役職	備考
松井 茂明	企画部企画課長	
河口 圭子	企画部企画課 課長補佐兼係長	
下形 めぐみ	企画部企画課 主事補	

## 令和3年度男女共同参画フェスティバルについて（案）

## 1 フェスティバルの概要

## ○目的

田原市男女共同参画推進プランの目標「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現を目指すための啓発イベント。

市民活動団体が活動の発表や、団体同士・団体と一般市民同士が交流したりすることによって、自分らしく活動する人と人とのネットワークを広げる。

また、講演会の開催や学習パネルを展示等で、来場者への男女共同参画の意識啓発を図る。

○主催 田原市男女共同参画推進懇話会

○日時 令和3年8月1日（日）10:00～15:00

○場所 渥美文化会館（田原文化会館から変更）

○内容 講演会を主とする（市民活動団体の出展は行わない）

## 2 フェスティバルの運営手法等確認事項

## （1）運営体制について

○懇話会にフェスティバル運営部会を設置する。

①懇話会委員全員が運営部会メンバーとなり、部会長、副部会長を選出する。

②運営部会は、企画、準備及び運営を行う。

③フェスティバル開催までに3回程度の運営部会を開催する。

## （2）懇話会出展内容の検討

○フェスティバルのテーマを決めて、懇話会の出展内容を検討する。

## （3）内容の改良・工夫等

○フェスティバルの開催趣旨である『男女共同参画社会の推進』のための内容が十分に伝わる方法を検討する。

○図書館と連携して、男女共同参画関連の本のPRをしてもらう。

○若年層に対して男女共同参画の啓発をする。

<参考>これまでのフェスティバル (会場：田原文化会館)

第12回	◆令和元年8月25日(日)10:00~15:30 市民劇団だもんdeによる演劇公演 「ジェンダーバイアスを越えて ~気づいてますか、日常でのすりこみ~」 市民活動団体による出展(ブース・パネル展示)
第11回	◆平成30年8月26日(日)10:00~15:30 市民劇団だもんdeによる演劇公演「波のプリズム~華と雪~」 山内房子ミニコンサート 市民活動団体による出展(ブース・パネル展示)
第10回	◆平成29年8月27日(日)10:00~16:00 映画「この世界の片隅に」上映 ※オープニングにて団体紹介 市民活動団体によるステージ発表 市民活動団体による出展(ブース・パネル展示、ワークショップ等)
第9回	◆平成28年8月28日(日)10:00~15:00 映画「奇跡のリング」上映 ※オープニングにて団体紹介 市民活動団体の活動発表 市民活動団体による出展(パネル展示、ワークショップ、フリーマーケット等)
第8回	◆平成27年8月24日(日)10:00~16:00 映画「ぼくたちの家族」上映 ※オープニングにて団体紹介 市民活動団体の活動発表 市民活動団体による出展(パネル展示、ワークショップ等)
第7回	◆平成26年8月24日(日)10:00~16:00 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 映画「そして父になる」上映
第6回	◆平成25年8月25日(日)10:00~16:00 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 映画「幸福な食卓」上映&監督トークショー 映画監督 小松隆志さん× 映画評論家 高野史枝さん
第5回	◆平成24年8月26日(日)10:00~16:00 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 映画「60歳のラブレター」上映
第4回	◆平成23年8月28日(日)10:00~16:00 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 映画「フラワーズ」上映
第3回	◆平成22年9月11日(日)10:00~15:30 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 同時開催 あいち国際女性映画祭「プリンセス・マヤ」上映 映画監督 テレサ・ファビク氏 講演
第2回	◆第2回：平成21年9月5日(土)10:00~16:00 市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 同時開催 あいち国際女性映画祭「飛べ、ペンギン」上映 プロデューサー ナム・ギュソン氏講演
第1回	◆平成20年9月6日(土)10:00~16:00 (午前)市民活動団体による出展(パネル展示、ステージ発表、ワークショップ等) 同時開催 あいち国際女性映画祭「ティラミス」上映 映画監督 パウラ・ヴァンデルウスト氏講演

## 令和3年度男女共同参画作品募集について（案）

目的：「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現に向けて、男女共同参画についての意識の高揚を図るため、男女共同参画に関する作品を広く募集する。

## ■男女共同参画に関する作品の募集

テーマ	家庭や地域、学校や職場などで、性別に関係なく、みんなが自分らしくいきいきと暮らしていくためにはどのようにすればよいか、日頃から思っていること、感じていることなどを自由に表現してください。 ※題名はテーマに即したものであれば自由です。	
対象	市内の中学生	
応募 内容・方法	作文	・400字詰め原稿用紙3枚以内 ※電子メールで提出の場合は、ワード形式のファイルを添付してください。
	・原稿の裏面または電子メールの本文に応募者の学校名(学年)(一般の場合は不要)・氏名(ふりがな)・住所・年齢・電話番号を明記のうえ、持参、郵送または電子メールで、下記の応募先まで提出してください。 ・応募は1人1点、応募者本人が書いたもので未発表のものに限ります。	
応募期間	令和3年10月1日(金)～令和3年10月29日(金) ※学校経由で募集します。	
審査	田原市男女共同参画推進懇話会で審査を行います。	
表彰・ 発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部最優秀賞1点 賞状及び副賞：図書カード3,000円</li> <li>・各部優秀賞 1点 賞状及び副賞：図書カード2,000円</li> <li>・各部入賞 1点 賞状及び副賞：図書カード1,000円</li> <li>・入賞者は応募者本人に通知します。</li> <li>・参加賞あり。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募作品は返却しません。</li> <li>・入賞の有無に関わらず、応募作品に関する所有権、著作権は主催者側に帰属するものとし、市広報やホームページ等に掲載する場合があります。</li> <li>・入選者の氏名、学校名、学年および表彰式の写真などは公表を予定しています。</li> <li>・たはら健康マイレージ対象となっています。</li> </ul>	
応募先	〒441-3492 田原市田原町南番場 30-1 田原市企画部企画課協働係 E-mail : kyoudou@city.tahara.aichi.jp	



## 令和2年度の応募状況

### ○作品応募数

各部	マンガ応募件数	作文応募件数	合計件数
小学生	4	0	4
中学生	0	194	194
一般	2	1	3
合計	6	195	201

### ○マンガ

- ・小学生の部 優秀賞：田原東部小学校5年 高橋はのん 様 「夢を追いかけてよう」
- ・一般の部 優秀賞：ほると台 57才 河合史子 様 「みんな輝け」

### ○作文

- ・中学生の部 最優秀賞：田原中学校3年 藤沢ユリ 様 「この社会を変える」  
優秀賞：田原中学校3年 仲井唯乃 様 「みんなが輝ける社会に」  
優秀賞：田原中学校3年 恒吉唯衣 様 「みんなが生きやすい社会へ」  
入賞：田原中学校3年 加藤志帆 様 「男女の壁を壊すために」
- ・一般の部 該当なし

※作品は田原市ホームページに掲載しています。

「田原市男女共同参画作品」で検索 で閲覧できます。

## 令和3年度男女共同参画啓発作品募集要項(案)

### 1 目的

「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現に向けて、男女共同参画についての意識の高揚を図るため、男女共同参画に関する作品を広く募集する。

### 2 募集作品

#### (1) 作文

家庭や地域、学校や職場などで、性別に関係なく、みんなが自分らしくいきいきと暮らしていくためにはどのようにすればよいか、日頃から思っていること、感じていることなどを自由に表現すること。

題名はテーマに即したものであれば自由とする。

### 3 応募資格

市内の中学生

### 4 応募作品規格

#### (1) 作文

- ・400字詰め原稿用紙3枚以内
- ・電子メールで提出の場合は、ワード形式のファイルを添付

#### (2) 共通事項

- ・原稿の裏面または電子メールの本文に応募者の学校名(学年)(一般の場合は不要)・氏名(ふりがな)・住所・年齢・電話番号を明記のうえ、持参、郵送または電子メールで下記の応募先まで提出
- ・応募は1人1点、応募者本人が書いたもので未発表のものに限る

### 5 応募期間

令和3年10月1日(金)～令和3年10月29日(金)

※学校経由で募集

### 6 審査

田原市男女共同参画推進懇話会

### 7 表彰・発表

- ・中学生の部、一般の部
- ・各部最優秀賞1点 賞状及び副賞：図書カード3,000円
- ・各部優秀賞1点 賞状及び副賞：図書カード2,000円
- ・各部入賞1点 賞状及び副賞：図書カード1,000円
- ・入賞者は応募者本人に通知
- ・参加賞あり

### 8 その他

- ・応募作品は返却しません。
- ・入賞の有無に関わらず、応募作品に関する所有権、著作権は主催者側に帰属するものとし、市広報やホームページ等に掲載する場合があります。
- ・入選者の氏名、学校名、学年および表彰式の写真などは公表を予定しています
- ・たはら健康マイレージ対象とする。

9 応募先

〒441-3492 田原市田原町南番場 30-1

田原市企画部企画課協働係

E-mail : [kyoudou@city.tahara.aichi.jp](mailto:kyoudou@city.tahara.aichi.jp)

# 田原市男女共同参画推進懇話会規約

## (名称)

第1条 本会は、田原市男女共同参画推進懇話会と称する。

## (目的)

第2条 本会は、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、本市における男女共同参画を推進する協働の場を設け、全体又は個別に推進策に取り組むことを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業に取り組むこととする。

- (1) 田原市男女共同参画推進プランに掲げる市の取組の進行状況を確認すること。
- (2) 市全体及び各分野における取組を市民協働で推進すること。

## (委員)

第4条 本会は、委員25人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名するものとし、第1号から第3号までに規定する委員は関係団体の推薦に基づき、第4号から第6号までに規定する委員は本会の目的に基づき判断するものとする。

- (1) 地域団体、福祉・医療団体その他市民活動団体の関係者
- (2) 産業関係団体の関係者
- (3) 各種委員会、市議会及び市の関係組織の関係者
- (4) 市の職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他男女共同参画推進に関わる個人又は団体の関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、年度の途中で指名された委員の任期は、就任の日から翌年度の末日までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の再任は、妨げないものとする。

## (オブザーバー)

第5条 本会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、学識経験者の中から市長が指名する。

## (役員)

第6条 本会は、委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第7条 本会の会議は、年2回以上開催し、次に掲げる事項を議題とする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する事。
- (2) 第5条に規定する役員を選任及び本規約の改正に関する事。
- (3) その他会長が必要と認める事。

#### (部会)

第8条 本会は、市全体の男女共同参画推進事業等の企画運営機能として部会を設けることができる。

- 2 部会の設置、活動内容等は、前条の会議において決定する。
- 3 部会の構成員は、本会の委員から会長を選任する。
- 4 前項の規定にかかわらず、公募により、市民等を部会の構成員とすることができる。

#### (事務局)

第9条 本会の事務局は、田原市企画部企画課が担当する。

#### (雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

##### 附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

##### 附則

この規約は、平成23年6月17日から施行する。

##### 附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

##### 附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

# 田原市男女共同参画推進懇話会の概要

## 1. 活動の方向性

懇話会は、田原市男女共同参画推進プランに掲げる目標の実現を図るための組織です。

### 「田原市男女共同参画推進プラン」

(平成18年度策定・平成24年度一部修正・平成28年度一部修正／計画期間：平成29年度～令和8年度)

- ・ **みんなが自分らしく輝けるまち・たはら**を将来都市像としている。
- ・ 5つの分野（推進目標）に分けて、**市の取組内容を具体的に掲げる**とともに、**市民・市民活動団体・事業者の取組のあり方を示し**、指標等を設定している。

## 2. 懇話会のあり方（懇話会規約参照）

### (1) 設置目的

本会は、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、本市における男女共同参画を推進する協働の場を設け、全体又は個別に推進策に取り組むことを目的とする。

### (2) 委 員

- 構成 … 市民、各種団体（地域・福祉・防災・教育・農商工等）の関係者、学識経験者、市の機関の職員等、合計25名以内で構成する。  
※各分野での男女共同参画を進めることを目的としているため、委員数は多くなる。
- 任期 … 2か年度（令和3年4月1日～令和5年3月31日）
- 選任 … 地域団体、福祉・医療団体、市民活動団体、産業関係団体、各種委員会、市議会及び市の関係組織の関係者は、関係団体からの推薦に基づき、市の職員、学識経験者、公募者は市長が指名する。

### (3) 活動内容

- ① 推進プランに掲げる市の取組の進行状況を確認する。
- ② 市全体及び各分野における取組を市民協働で推進する。  
※ 懇話会として実施する市全体に関わる調査研究・啓発事業等と、各委員の所属団体（分野）の取組の促進を想定する。


例) 市全体の活動 ⇒ 男女共同参画フェスティバル開催、課題研究、情報交換 等々  
各分野の取組 ⇒ 個別分野の取組の推進・相互協力・支援、市の取組への対応 等々

### (4) 運 営

- 懇話会 … 年3回程度開催する。
- 部 会 … 活動内容② に掲げる取組を行うため部会を設けることができる。
- 事務局 … 事務局運営等の庶務は市（企画課）が行う。

## 男女共同参画推進事業について

—令和2年度実施事業、令和3年度実施予定事業—

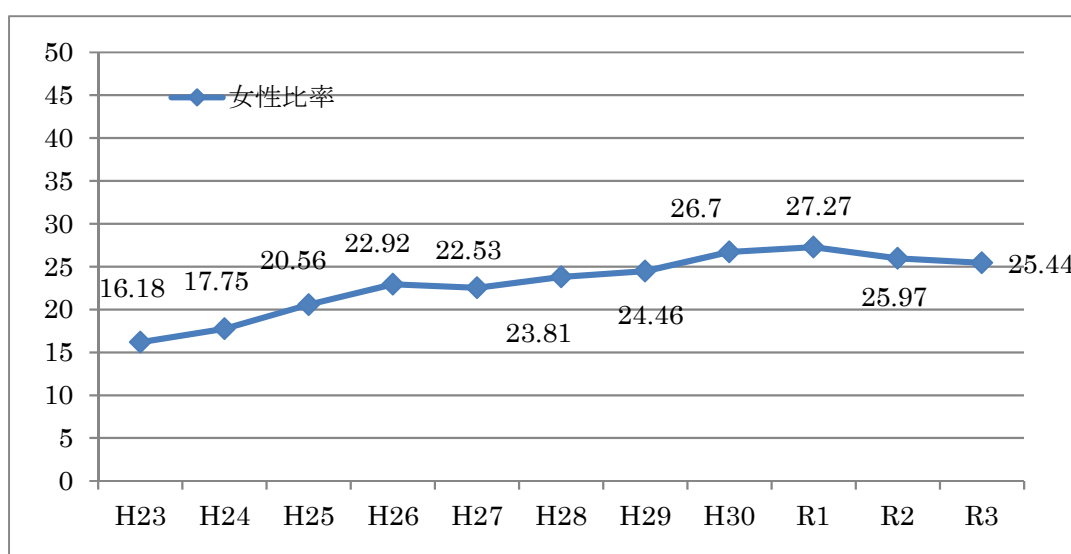
	令和2年度実施	令和3年度予定
推進体制の整備、計画の進行管理	○田原市男女共同参画推進懇話会 開催 推進プランの目標達成のため、委員の取組や市の取組を確認し、市全体の男女共同参画を推進 (第38回：7月6日書面、第39回：2月18日書面)	継続 (5月、12月、3月開催予定)
	○庁内ワーキング会議 開催 各事業担当課のプラン成果指標進捗状況の把握等 (6月、3月開催)	継続 (5月、12月、3月開催予定)
	○審議会等の女性登用促進 R2年度 25.97% (R2年4月)	継続 R3年度 25.44% (R3年4月)
啓発活動	○男女共同参画ニュース「Walk Together」 広報たはら8月1日号に男女共同参画に関する市民を掲載し、市民への意識啓発を行った。	継続 広報たはら8月1日号に掲載予定(1ページ)
	○男女共同参画フェスティバル開催 中止	継続 8月1日(日) 予定
	○男女共同参画作品募集(新規) 男女共同参画についての意識の高揚を図るため、男女共同参画に関する作文・4コママンガを広く募集。 マンガ6件、作文195件の応募	継続 男女共同参画作文募集
	○市民提案型委託事業(テーマ提示型) 啓発パンフレット作成、講座開催等の事業を公募 ⇒男女共同参画啓発事業 『小栗明子「互いを尊重する性教育からスタートする豊かな人生」』女性会議ウイットWIT受託	継続
	○講座・研修会開催 市職員を対象に男女共同参画研修を実施 (市政ほ一もん講座の申込無し)	継続
○シンボルマークの活用 作成したシンボルマークを誌面上やイベント等で啓発に活用	継続 	
その他	○愛知県男女共同参画人材育成セミナー受講支援 セミナー受講者なし	継続 受講生の交通費を支援(受講者1名)

## 女性登用率の向上について

審議会等に男女がともに参画し、平等に意見が反映されるよう、各課所管の審議会等の委員登用にご配慮ください。委員選任はあて職によるところが多く、女性比率が低い会議が多くなっていますが、各課において女性の人材発掘、育成に努めてください。

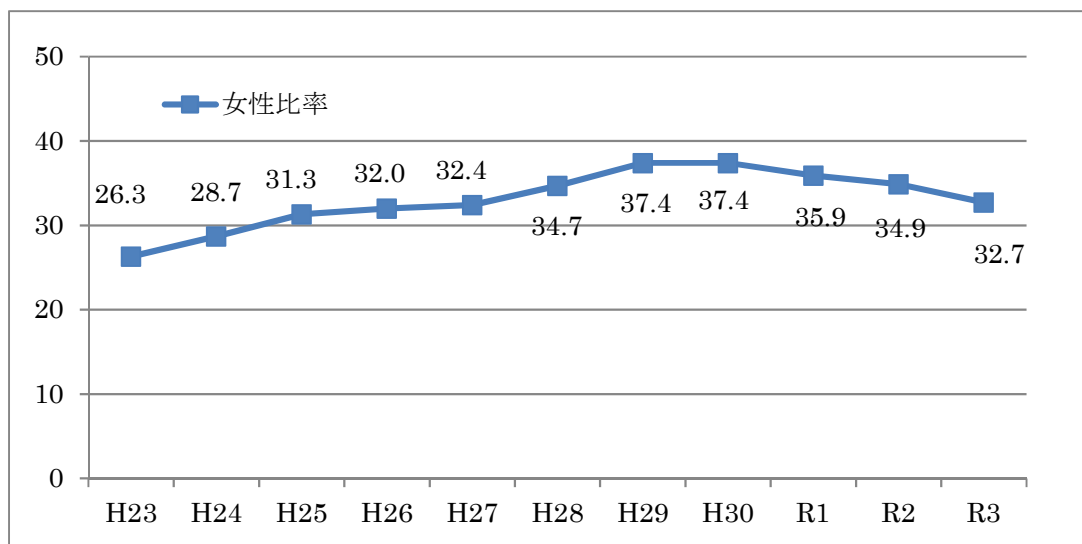
また、市職員の管理監督者への女性登用率は着実に上昇しています。女性職員の能力向上と並行して、男性管理職者の意識改革も必要です。引き続き、男女が共に能力を發揮できるよう、各課室での人材育成、職員の男女共同参画の意識付けにご協力ください。

### ■ 審議会等委員の女性比率推移<令和8年度目標：30.0%> (裏面参照)



※会議体により委員の総数、構成等が異なるため、数値のみで女性の参画度を測ることは必ずしも適当ではありません。

### ■ 市職員管理監督者の女性比率推移<令和8年度目標：35.0%>



(人事課資料)



田原市の審議会等委員の女性登用状況一覧

資料3-2

■地方自治法第180条の5に基づき設置されている執行機関

	執行機関名	令和3年度			令和2年度			令和元年度			所管課
		総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率	
1	選挙管理委員会	4	1	25.0	4	1	25.0	4	1	25.0	総務課
2	公平委員会	3	1	33.3	3	1	33.3	3	1	33.3	総務課
3	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	収納課
4	教育委員会	4	2	50.0	4	2	50.0	4	2	50.0	教育総務課
5	監査委員会	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	監査委員事務局
6	農業委員会	23	2	8.7	23	3	13.0	23	3	13.0	農業委員会事務局
合計・平均		39	6	15.38	39	7	17.95	39	7	17.95	

■法令・条例に基づき設置されている附属機関

	付属機関名	法的根拠	令和3年度			令和2年度			令和元年度			所管課
			総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率	総委員数	女性委員数	女性比率	
1	防災会議	田原市防災会議条例	26	2	7.7	26	2	7.7	26	2	7.7	防災対策課
2	国民保護協議会	田原市国民保護協議会条例	26	2	7.7	26	2	7.7	26	2	7.7	防災対策課
3	総合計画審議会	田原市総合計画審議会条例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	企画課
4	行政改革推進委員会	田原市行政改革推進委員会設置条例	-	-	-	-	-	-	6	3	50.0	企画課
5	市民協働まちづくり会議	田原市市民協働まちづくり条例	11	6	54.5	11	6	54.5	11	7	63.6	企画課
6	情報公開審査会	田原市情報公開条例	5	2	40.0	5	2	40.0	5	2	40.0	総務課
7	個人情報保護審査会	田原市個人情報保護条例	5	2	40.0	5	2	40.0	5	2	40.0	総務課
8	行政不服審査会	田原市行政不服審査法施行条例	5	2	40.0	5	2	40.0	5	2	40.0	総務課
9	交通安全対策会議	田原市交通安全条例	10	0	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0	総務課
10	交通安全対策会議幹事会	田原市交通安全条例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	総務課
11	特別職報酬等審議会	田原市特別職報酬等審議会条例	8	2	25.0	-	-	-	-	-	-	人事課
12	国民健康保険運営協議会	田原市国民健康保険条例	9	2	22.2	9	3	33.3	9	2	22.2	保険年金課
13	環境審議会	田原市環境基本条例	10	3	30.0	10	2	20.0	10	2	20.0	環境政策課
14	介護認定審査会	東三河広域連合介護保険条例	23	7	30.4	23	7	30.4	23	7	30.4	高齢福祉課
15	民生委員推薦会	民生委員法	7	2	28.6	7	2	28.6	7	1	14.3	地域福祉課
16	障害程度認定審査会	障害者総合支援法	/	/	/	/	/	/	/	/	/	地域福祉課
17	都市計画審議会	田原市都市計画審議会条例	9	1	11.1	9	1	11.1	9	1	11.1	街づくり推進課
18	公営住宅入居者選考委員会	田原市市営住宅の管理運営に関する規則	8	4	50.0	8	4	50.0	8	4	50.0	建築課
19	給食センター運営委員会	田原市給食センターの設置に関する条例	7	3	42.9	7	3	42.9	7	3	42.9	教育総務課
20	青少年問題協議会	田原市青少年問題協議会条例	25	3	12.0	25	3	12.0	25	4	16.0	生涯学習課
21	社会教育委員会	社会教育法	14	3	21.4	14	3	21.4	14	4	28.6	生涯学習課
22	スポーツ推進委員	スポーツ基本法	29	9	31.0	29	9	31.0	29	11	37.9	スポーツ課
23	学校施設開放運営委員会	社会教育法	27	9	33.3	28	10	35.7	28	9	32.1	スポーツ課
24	文化財審議会	田原市文化財保護条例	9	1	11.1	9	1	11.1	9	1	11.1	文化財課
25	博物館協議会	田原市博物館条例	6	2	33.3	6	2	33.3	6	3	50.0	文化財課
26	図書館協議会	田原市図書館条例	9	6	66.7	9	6	66.7	9	6	66.7	中央図書館
27	田原市子ども・子育て会議	田原市子ども・子育て会議条例	15	8	53.3	15	8	53.3	15	8	53.3	子育て支援課
合計・平均			303	81	26.73	296	80	27.03	302	86	28.48	

◇全審議会・委員会等	342	87	25.44	335	87	25.97	341	93	27.27
------------	-----	----	-------	-----	----	-------	-----	----	-------

※各審議会等の委員総数や委員構成の性質が異なりますので、女性登用率の数値のみで女性の参画度を計ることは必ずしも適当ではありません。

田原市男女共同参画推進プランに基づく成果指標

資料3-3

重点目標	数値目標	単位	プラン改定時(H27)	現在(R2)	目標(R2)
1 意識 と 男 女 の 平 等 な 参 画 の 重 点	男女共同参画啓発イベント、研修会等の実施回数	回	2	1	3
	家庭相談等活动延べ件数(年間)	件	621	412	1,400
	要保護児童対策地域協議会実務者会議開催数(年間)	回	12	12	12
	学校・地域などの関係機関と連携した協議(実施回数)	回	2	2	2
2 誰 も が 参 画 の ま ち づ く	民生・児童委員の女性比率	%	45.7	46.6	50.0
	人権擁護委員の女性比率	%	50	50.0	50.0
	教育委員会委員の女性比率	人	2	2	2
	農業委員の女性比率	人	3	2	3
	県の開催する男女共同参画人材育成セミナー受講生	人	1	0	1
	男女共同参画講座の開催回数	回	0	0	1
	防災講習会等の参加者数	人	2,827	1,157	5,000
	環境審議会委員の女性比率	%	20	20.0	30.0
	NPO団体の女性会員比率	%	64.3	58.6	50.0
3 生 涯 安 心 の 暮 ら し づ く り	乳がん検診受診率	%	24	10.7	25.0
	子宮がん検診受診率	%	23	11.5	25.0
	健康教育参加延人数	人	6,897	4,606	6,800
	乳幼児健診受診率	%	97	98.1	98.0
	母子健康手帳交付者数	人	513	350	480
	乳幼児、妊産婦相談者延人数	人	1,609	969	1,700
	新生児、乳幼児、妊産婦家庭訪問件数	件	1,314	1,582	1,350
	乳幼児予防接種率	%	83	77.4	95.0
	介護を必要としない高齢者の割合	%	86	85.8	85.5
	介護予防事業の参加者数	人	19,317	8,556	14,000
	地域包括支援センターへの相談件数	件	3,147	5,125	3,000
	介護講座開催回数	回	24	16	24
	高齢者生活支援サービス利用者数	人	10	10	10
	昼食サービス利用者数	食	9,635	14,240	10,000
	寝具乾燥サービス利用者数	人	4	5	4
	高齢者住宅を改修する費用の補助申請件数	件	77	63	80
	成年後見制度の利用支援相談件数	件	1	2	1
	第 4 項 働 き や す い 場 づ く り	児童クラブ数	クラブ	12	10
放課後子ども教室数		教室	7	7	7
児童センター利用者数(年間)		人	29,246	7,249	30,000
ファミリーサポートセンター依頼・援助件数(年間)		件	7	200	191
入所園児数		人	1,617	1,747	1,656
特別保育メニュー数		種	3	4	4
地域子育て支援拠点事業延利用者数(年間)		組	8,158	9,286	8,500
農家における新規家族経営協定締結戸数		戸	9	2	10
野菜ソムリエ育成数		人	0	1	50
男女共同参画フェスティバル参加団体数		数	21	0	35

# 令和3年度 市民提案型委託事業【テーマ提示型】

## 応募要領

この制度は、市が取り組むべき地域課題の解消に資する事業について、市民活動団体の柔軟な発想で提案していただき、提案者と市が委託契約を結んで実施することによるコストの縮減や、市民目線での事業展開による効果の広がりを図ることを目的としています。

### 1 募集するテーマ

#### 【男女共同参画啓発事業】

##### (1) 事業内容

男女共同参画の意識を市民に広く啓発するための講座の企画及び開催やパンフレットの作成

《例》

- ・子どもや若者を対象とした男女共同参画に関する初級講座の開催
- ・あらゆる世代へ男女共同参画の意識を啓発する講座の開催
- ・地域活動へ女性の参画を促すためのパンフレットの作成
- ・防災分野での女性参画の仕組みを考えるワークショップの開催 等

##### (2) 事業費

13万円（上限）

### 2 対象となる事業

対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 市が定めるテーマに合致している事業
- (2) 主に市内で実施される事業
- (3) 令和4年2月末までに完了する事業

### 3 対象とならない事業

対象となる事業であっても、以下のいずれかに該当する事業は対象としません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する

公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (7) 他の制度の補助金等の交付を受ける事業
- (8) その他、田原市が対象として不適当と認められる事業

#### 4 提案できる団体の要件

提案できる団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付(氏名・住所・電話番号を記載)
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理が行われている又は行われる見込みがある団体

※提案団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

#### 5 提出書類

- (1) 市民提案型委託事業企画書(様式第1号)
- (2) 団体概要説明書(様式第2号)
- (3) 業務内訳書(様式第3号)
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 団体構成員の名簿(氏名・住所・電話番号を記載)
- (6) 団体収支決算書(直近のもの)

※新しく設立した団体は、直近の収支決算書の代わりに、団体または団体構成員の市民活動実績に関する資料を添付することができます。詳細については、事前にご相談ください。

## 6 選考方法

提案事業の選考は、次の評価項目の観点から書類審査及び事業担当課へのプレゼンテーションを実施し、市が審査します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	<ul style="list-style-type: none"><li>・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか</li><li>・地域の課題を的確に把握しているか</li></ul>
的確性 企画の確実性 専門性	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案募集テーマに対する的確な事業であるか</li><li>・事業の企画が適切で精度の高いものであるか</li><li>・団体の能力や専門性が活かされる事業であるか</li></ul>
実行性 計画の実行性 遂行能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか</li><li>・団体の事業を遂行する能力は妥当であるか</li></ul>
費用対効果 妥当性 効率性	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務内訳書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか</li><li>・課題に対する費用対効果は妥当であるか</li></ul>

## 7 提案募集

令和3年4月1日（木）～5月31日（月）午後5時まで ※必着

## 8 応募方法

直接持参または郵送

## 9 提出先

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1  
田原市役所企画部企画課 宛

## 10 募集から事業完了までのスケジュール

- (1) 募集期間 {4月1日（木）～7月30日（金）}
- (2) 事業担当課へのプレゼンテーション審査（8月中旬）  
※委託候補団体決定
- (3) 担当課と委託候補団体の協議（8月下旬）
- (4) 契約の締結（8月下旬）
- (5) 事業実施（契約日～翌2月末）
- (6) 実績報告書の提出
- (7) 委託料の支払い

## 1 1 その他

- (1) 契約時の仕様書に記載した内容を達成できないときは、支払額の全額または一部を返還していただきます。
- (2) 事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、市と受託団体との協議により企画案の一部を修正していただく場合があります。
- (3) 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがありますので、あらかじめご了承ください。

## 1 2 問合せ先

田原市役所企画部企画課協働係

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

電話：0531-23-3507 FAX：0531-23-0669

Eメール：[kyoudou@city.tahara.aichi.jp](mailto:kyoudou@city.tahara.aichi.jp)

## 各委員の取組状況・意見

1

清水直美 委員

『日本人の中にある当たり前の言語差別』

先月、上智大学の木村護郎クリストフ先生のお話を聞く機会があり、この言葉にハッとしました！言語差別！？

私は、2000年からヒッポファミリークラブという団体で、多言語を多世代で楽しむ活動をしています。この言語差別という響きは、改めて言葉が人間に及ぼす影響を考えてみるきっかけになりました。

指一本で世界と繋がり、言葉は簡単に翻訳してくれる時代。

言葉の必要性とは？

日本全体が外国人労働者に頼らざるを得ない状況、多様であることが前提のように言われる一方で、世界の共通語としての英語への期待はますます高まり、教育熱もエスカレート。

『英語さえできれば大丈夫』が当たり前になっていませんか？

そこに偏った視点はないですか？

言葉は人と人を繋ぐもので、その土地の言葉は生きている文化です！

英語は一つの世界観にすぎないのでは…？

田原市にも、ベトナム、カンボジア、インドネシア、フィリピン、中国と様々な人達が暮らしています。シンチャオ～、サラマッポン、ソースダイ。

それぞれのお国の言葉を話せば、パッと笑顔が広がります。

男女共同参画の取組みにもさまざまな人々への理解が求められます。

「男だから女だから…」

「〇〇はあたりまえ」

「〇〇が普通だ！」

こう言った言葉は、一歩間違えると相手への非難になりかねません。

日本人の中にあるあたりまえ、自分の中にあるあたりまえに気づく事はお互いを尊敬しあえる関係性作りに大切です。

様々な出会いが、様々な生き方、考え方があることを教えてくれます。

コロナ禍で今はz o o mでの交流となっていますが、チェニジア、パキスタン、モンゴル、マレーシア、ミャンマーなど様々な国の人々と出会いを楽しんでおり、交流する度に、先入観や思い込みに気づく事ばかりです。

今回の公募では、皆さんと感じた事、考えた事が声に出せるような関係性を築けたらと思います。

## コロナ禍の1年

経験したことのない暮らしになって既に1年。

緊急時には隠れていた問題が表面化するといわれます。

1年前コロナ感染者、医療従事者、その家族への嫌がらせ（保育園登園拒否）誹謗、中傷が多く報道されていました。政府からの支援金がなかなか届かない弱者シングルマザー 大学生の生活困窮 子どもの貧困 失業された方など、日々の生活にも事欠く大変なことが起きています。

男性権力者による時代錯誤発言からは、男女平等、ジェンダー平等とは程遠い日本社会の現実と縮図が見え世界に発信されました。

### 男女共同参画 男女平等 ジェンダー平等

地域のコロナ感染の詳細は、残念ながら人から人へのうわさでしか知ることが出来ません。

スマホでの聞きかじり情報を仲間同士で回したりすれば、嘘も本当のことになり、うわさが独り歩きします。

これに限らず、今や何が正しい情報なのか、報道の内容にバイアスはないかを判断する力、メディアリテラシーが必要ですが、これは自らが学ばない限り自然発生的には獲得できません。最近、男女平等、ジェンダー平等の言葉は聴いたり目にしたりする機会が増えてきました。残りの人生、人権を学ぶことが私の目標です。

### 自分への問い 無意識の差別意識

多様性の尊重 個人の尊厳の尊重など言葉を知っていても、人権の視点からの言葉を自ら発することは、なかなか困難です。

公募の懇話会委員も10年近くになります。長い人生で刷り込まれた感覚を直すことは容易ではありませんが、会議での他者の発言や雑談がきっかけになり、自らが持っている無意識の差別意識に気づくことがあります。

平易な言葉で難しい事を話せる力を委員の皆さまと共に学んで行きたいです。



**◎女性会議ウイット WIT の活動報告**

2021年3月14日（日）に田原市提案型委託事業として男女共同参画啓発事業を開催しました。タイトルは「互いを尊重する性教育からスタートする豊かな人生」  
～性教育の過去/現在/そして未来へ～  
講師：産婦人科医の小栗明子さん

参加者は35名で10代から90代まで幅広い年齢層でした。

小栗さんからは「人権」と「科学」の視点で小さいときから年齢に応じてしっかりと性教育に向き合っていくことの大切さを多くの感動とともに学ぶことができました。

「性教育」の大切さの意味は、一つには「豊かな人生としていくためにお互いを尊重することのできる学びであること」それと一つには「性の加害者にならないこと（それが被害者を出さないこと）被害者にならないこと」です。

学ぶことで人生最大の幸せの一つを得るためのものにもなると同時に、上記のような性教育が行われていないことで人生最悪の不幸を作り出してしまいう要因にもなることを強く感じました。

昨今のニュースでも、予期しない妊娠、無知な中での出産、乳児殺しなど見られます。大きな被害者である女性、そして最も弱者である赤ちゃんに最大の暴力が向かってしまっています。

今回 参加者一人一人のアンケートが大変充実したものと感じました。多くの研修会、講座を長年やっていますが、これだけ学びと気づきと今後の生き方の拓かれた希望を伝えられた講座は珍しいと感じました。今後もウイットは、性教育をより一層深め継続して行きたいと思います。

**<アンケートから抜粋>**

- ◎性教育とは生きることの教育だなあと感じました。
- ◎日本でも、思い込みの中にある不平等を気づき、ジェンダー平等の社会にしていくためにも、人権と科学の視点を持った性教育の推進が是非必要。
- ◎義務教育のうちから学ぶべきだなと思う。特に男性はAVからの情報が全てでストレス発散、欲を満たすためにセックスを考えているのでは。なかなか話す場も教えてくれる人もいないので、オープンに話したり相談できるようになって行ったらいいなと思う。親として今後身近に話して、性と生を繋げていきたい。
- ◎自分が若い頃からの思いこみに悩んできたことも、早くに知識を得られていたらと思うことがあった。性教育の大切さを再確認した。
- ◎老人になって考えてみると、これからの女性は性愛に対して男性に自分の気持ちを伝えることそして、男性はその気持ちを尊重できる人間であることが大切だと思います。自分の体は他人ではわかりません。自分を大切にしてくれる人が一番大切な人だと思うのです。